

2022年度

NPO団体の活動リスクをトータルにカバーする

ユニバーサル志縁センター

団体総合補償制度

NPO団体の活動のリスクを補償する＜NPO賠償責任保険＞

非営利活動団体(NPO)賠償責任特約セット 施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険
+人格権侵害補償特約(自動セット)

会員の活動中の事故によるケガを補償する＜NPO団体傷害保険＞

非営利活動団体傷害保険特約セット 普通傷害保険

＜NEW オプションが登場＞

新型コロナウイルス感染症も対象になります(※)

感染症見舞金補償特約＜約定履行費用保険＞

感染症見舞金補償保険(約定履行費用保険普通保険約款+災害等補償費用保険特約+感染症見舞金補償保険特約(NPO用)
※その補償内容を定めた「災害補償に関する規定等」が、NPO法人の規約として制定されていることが必要です。

加入方法について

募集期間	2022年7月15日 (金) 締切
保険期間(ご契約期間)	NPO団体傷害保険 2022年8月1日午前0時～2023年7月31日午後12時
	NPO賠償責任保険・約定履行費用保険 2022年8月1日午後4時～2023年8月1日午後 4時
加入手続き	別紙「加入申込票」に必要事項をご記入・押印のうえ、締切日までにFAXまたは郵送にてユニバーサル志縁センターあてに送信してください。

※払い込みいただく保険料は、同封の振替用紙を使って、所定の口座に締切日までにお振込みください。恐れ入りますが振込手数料はご負担ください。
※加入申込票記入事項(他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

会員サービス＜マネジメント・コンサルティング＞

会員サービス (マネジメント・アドバイスサービス)	組織マネジメント、ファンドレイジング、会計基準、助成金情報、出版ほか、運営にかかわるさまざまな相談にスタッフが応えます。
※24時間365日事故受付体制	活動中におこったさまざまな事故について、専門のスタッフが24時間365日体制で事故受付をいたします。0120-985-024(無料)(あいおいニッセイ同和損害保険あんしんサポートセンター) IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。おかけ間違いにご注意ください。

公益社団法人 ユニバーサル志縁センター

引受保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

NPO団体の活動のリスクを補償する＜NPO賠償責任保険＞

(非営利活動団体(NPO)賠償責任特約セット 施設所有(管理)者・生産物賠償責任保険+人格権侵害補償特約(自動セット))
NPOの活動中の事故に伴う下記のような賠償責任を包括的にカバーします。

もしもこんな事故がおこったら

- 借用会場の施設を壊してしまった！
- 借りたテントを破った！
- 借りた自動車を事故で破損
車両保険に入っていなかった！(オプション)
- 行事中の事故で会員が大ケガをしたしまった
直接責任はなかったが見舞金を支払った！
- 活動が原因となり名誉毀損で賠償を求められた！
(人格権侵害補償特約)
- 活動中に会員が他の会員にケガをさせた！
- 活動中に会員が他の会員の持ち物を壊した！

※役員が被害者/被害物の所有者の場合は、
賠償責任は生じません(支払われません)

お支払いする保険金など詳しい内容は別紙「説明資料」を参照

賠償責任補償

団体活動中または活動の結果や、団体が所有・使用・管理する施設に起因する事故によって被る法律上の損害賠償責任について補償します。

管理財物損壊補償

団体活動のために使用または管理する他人の財物(レンタル用品も含みます)の損壊または詐取にかかわる法律上の損害賠償責任について補償します。

対人見舞費用補償

対人事故が発生したが、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しなかった場合、引受保険会社の同意を得て支払った見舞金について補償します。

交差責任補償

被保険者である会員相互間等の身体障害・財物損壊にかかわる法律上の損害賠償責任について補償します。

人格権侵害補償特約

プライバシー侵害や名誉毀損などによる法律上の損害賠償責任について補償します。

借用自動車危険補償特約(オプション)

借用した自動車(レンタカー等を除きます)の使用・管理に起因して発生した対人・対物事故、借用車両の損壊事故について、法律上の損害賠償責任を負ったとき、その自動車の自動車保険に上乗せして補償します。

会員の活動中の事故によるケガを補償する＜NPO団体傷害保険＞

(非営利活動団体傷害保険特約セット 普通傷害保険)

軽い負担で加入でき、会員の全行事での
傷害について一定額の補償ができます。

- ◎会員が団体活動中、あるいは自宅と
活動場所との間の通常の経路を往復中の事故に
よりケガをしたり死亡した場合に補償します。
- ◎健康保険や生命保険あるいは加害者からの
損害賠償金などとは関係なく補償します。
- ◎入院や通院をした場合は1日目から補償します。

補償内容および保険金額など詳しい内容は別紙「説明資料」を参照

死亡補償

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に補償します。

後遺障害補償

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合、後遺障害の程度に応じた額を補償します。

入院補償

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合、入院日数に対して180日を限度に入院保険金日額を補償します。

通院補償

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診・オンライン診療を含みます)された場合、通院日数に対して90日を限度に通院保険金日額を補償します。

手術補償

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合に補償します。

オプション

感染症見舞金補償保険特約＜約定履行費用保険＞

※NPO賠償責任保険またはNPO団体傷害保険とセットでご加入ください。

見舞金制度をカバー

- 会員が活動中に新型コロナウイルス感染症に感染し入院

感染症見舞金補償保険

会員が活動中に一類～三類感染症(※1)、指定感染症(※2)、またはHIV・MRSAなどの感染症に罹患し、その直接の結果として死亡し葬祭が行われること、または入院もしくは通院したことに対し、NPO団体自体が補償規定等に基づいて支払う見舞金を補償します。※1※2の詳細は別紙「説明資料」をご覧ください。

賠償補償＋傷害補償＋アドバイス機能 三拍子そろった総合補償のしくみです。

<団体総合補償制度>は、損害補償とコンサルティング・サービスを組み合わせたNPOオリジナルの総合補償メニューです。

① 非営利活動団体としての社会的・法的責任明確化に対応した賠償資力の確保

NPOが行う活動の中で事故が発生した場合に、主催者として法律上の損害賠償責任を問われる可能性があります。そのため損害賠償責任をきちんと果たせる賠償資力を確保します。

② 非営利活動団体の全ての活動(鑑賞活動・諸活動・会議)中の各団体の構成員の傷害への対応

キャンプなどリスクの大きい行事だけでなく、鑑賞例会や会議なども含めた年間の全ての活動について、もしもの事故に対応できる傷害の補償です。

③ 非営利活動団体のマネジメントに関するご相談へのアドバイス

継続的・組織的に活動を発展させる時におこってくるさまざまな問題に関して、この相談サービスを活用し、組織整備・強化に役立てることができます。

制度保険料(年間/一時払)

①NPO賠償責任保険(非営利活動団体(NPO)賠償責任特約セット 施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+人格権侵害補償特約)

基本契約	最近の会計年度(1年間)の年間延べ活動時間 × 3円
オプション①(借用自動車危険補償特約)	最近の会計年度(1年間)の年間延べ活動時間 × 2円

②NPO団体傷害保険(非営利活動団体傷害保険特約セット 普通傷害保険)[天災危険補償特約セット]

基本契約	最近の会計年度(1年間)の年間延べ活動人数 × 16.0円
------	-------------------------------

③約定履行費用保険(約定履行費用保険普通保険約款+災害等補償費用保険特約+感染症見舞金補償保険特約(NPO用))

感染症見舞金補償保険特約	最近の会計年度(1年間)の年間延べ活動時間 × 2円
--------------	----------------------------

年間延べ活動人数300名、年間延べ活動時間2,000時間の場合 年間保険料は18,800円

NPO賠償責任保険6,000円+(オプション①)4,000円+NPO団体傷害保険(基本)4,800円+約定履行費用保険4,000円

※上記は傷害活動区分Aの保険料です。活動内容により保険料が変わる場合があります。また、ご契約開始時における被保険者の範囲に該当する方的人数によって団体割引率が上下した場合には死亡・後遺障害保険金額にて調整いたします。

※保険料について、『年間延べ活動人数×16.0円』の端数が1円単位とならない場合、小数点以下を四捨五入して1円単位とします。

※上記保険料は団体割引10%(被保険者500名以上1,000名未満)を適用していません。

※上記①②の保険契約は、直近の会計年度(1年間)の年間延べ活動時間または活動区分ごとの延べ活動人数を基に計算した「保険料確定特約」をセットし、保険料確定精算を不要とする契約方式となっております。「保険料確定特約」の詳細は、別紙「保険料確定特約について」をご覧ください。

※活動時間・活動人数によって、保険料が変更となる場合があります。

この補償制度における保険契約の被保険者は次のとおりです。

保険種類	被保険者(補償の対象となる方)
NPO賠償責任保険	各団体およびその構成員
NPO団体傷害保険	各団体の構成員全員
約定履行費用保険	各団体

加入方法について

募集期間	2022年7月15日（金）申込締切
保険期間(ご契約期間)	NPO団体傷害保険 2022年8月1日午前0時～2023年7月31日午後12時
	NPO賠償責任保険・約定履行費用保険 2022年8月1日午後4時～2023年8月1日午後4時
加入手続き	別紙「加入申込票」に必要事項をご記入・押印のうえ、締切日までにFAXまたは郵送にてユニバーサル志縁センターあてに送信してください。

※払い込みいただく保険料は、同封の振替用紙を使って、所定の口座に締切日までにお振込みください。恐れ入りますが振込手数料はご負担ください。
 ※加入申込票記入事項(他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

その他

この保険は、公益社団法人ユニバーサル志縁センターを保険契約者とし、ユニバーサル志縁センターの構成団体およびその構成員を被保険者とする「非営利活動団体(NPO)賠償責任特約セット施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、非営利活動団体傷害保険特約セット普通傷害保険」の団体契約です。賠償責任保険普通保険約款・特別約款・特約集、約定履行費用保険普通保険約款・特約集、傷害保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および保険証券は、保険契約者(公益社団法人ユニバーサル志縁センター)に一括して交付されます。ご加入後、加入証明書をお送りします。お手元に加入証明書が届かない場合は、公益社団法人ユニバーサル志縁センターまでご連絡ください。

■お客さまに関する情報の取扱い■

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受けの審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

注:このチラシは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは賠償責任保険普通保険約款・特別約款・特約集、約定履行費用保険普通保険約款・特約集、傷害保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

事故が発生したとき

◎賠償損害に関わる事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。また、傷害に関わる事故が起こった場合には、事故発生日からその日を含めて30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

◎休日・夜間など連絡が取れない場合は、下記までご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター 0120-985-024(無料)

(受付時間:24時間365日 おかけ間違いにご注意ください。※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。)

◎賠償事故発生の際、被害者と示談される場合は、必ず引受保険会社までご連絡ください。この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険会社から差し引いてお支払いする場合があります。

◎事故発生時名簿の写しをご提出いただくことがありますので名簿を備えつけてください。

◎ご不明な点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

●制度内容や加入手続きについては	●補償の内容については
公益社団法人 ユニバーサル志縁センター 〒105-0004 東京都港区新橋4-24-10 アソルティ新橋ビル502 TEL: 03-6450-1820 FAX: 03-6450-1821	取扱代理店:株式会社 保険代行社 〒141-0031 東京都品川区西五反田3-7-14 三信ビル9階 TEL:03-6631-4366 FAX:03-6631-4367
	引受保険会社:あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課